

崇城大学薬学部 履修規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、薬学部授業科目の履修に関する細部について定める。

（単位の修得）

第 2 条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、かつ試験等に合格しなければならない。

（履修の申請）

第 3 条 履修を申請するためには、学期の始めの所定の期間内に、履修登録システムに登録しなければならない。

2 履修登録システムでの登録完了をもって許可したものとする。

（履修の制限）

第 4 条 授業科目は学則別表Ⅰに基づいて作成された「授業時間割」により、年次毎に履修するものとし、次の制限に従わなければならない。なお、学則別表Ⅰは、共用試験、実務実習、薬剤師国家試験などとの関連により、教授会の議を経て、一部変更となることがある。

（1）1年間に履修できる単位数は原則として46単位までとする。ただし、前年度1年間のGPAが3.5以上の場合、年間4単位（前期後期各2単位）分を履修登録上限単位数から緩和することができる。

（2）上級学年に開講される授業科目を履修することはできない。ただし、教授会の議を経て、授業科目担当の教員が許可した場合は履修させることがある。

第4条の2 他学部履修を希望する特段の理由がある場合は、薬学部で開講されない工学部・情報学部・生物生命学部の専門科目を履修することができる。これによって修得した単位については、卒業要件単位数には加算しない。ただし、上級学年に開講される科目は履修できない。

- 2 前項により他学部の授業科目を履修しようとする者は、薬学部薬学科長の承認を受けた上で、授業科目担当者の許可を得なければならない。ただし、その内容、教室の都合により受講資格が限定され、受講人数が制限されることがある。

(出席)

第 5 条 履修の申請をした授業科目には、全ての授業に出席し、遅刻、欠席等のないように努めなければならない。

(欠席)

第 6 条 授業に欠席した場合または欠席する場合は、欠席届を薬学部事務室を通して教務課に提出しなければならない。

病気等により、欠席が 1 週間以上に及ぶ時は医師の診断書等を添付しなければならない。

第 7 条 削除

(単位認定)

第 7 条の 2 履修の登録をしている科目の出席日数が授業回数の 3 分の 2 以上である者を対象に、試験、小テスト、レポート、成果発表、作品などを用いて多面的に評価し、成績をつける。

2 学生証を携帯していない者および 20 分以上遅刻した者については、試験および小テストの受験を認めない。

3 病気、忌引、交通事故、その他止むを得ない理由により試験（第 4 項以下に定める再評価のための試験を含む。）を受験できなかった者が、細則に定める方法で教務課に申し出て、妥当と認められた場合、受験できなかった試験についての追試験を受けることができる。

4 評価の得点が配点の 6 割に満たなかったものの、少なくとも配点の 3 割以上を得点した者を対象に、再評価を行うことがある。

5 再評価を受ける場合は、所定の手続きを経て再評価料を納めなければならない。

6 再評価の結果及第点に達したと判断した場合の得点は、配点の 6 割とする。

7 各科目において再評価を行うか否か、再評価を行う場合の

方法についてはシラバスに記載する。

第 8 条 削除

(不正行為)

第 9 条 受験に際し不正行為を行った者は、不正行為を行った時点で開講中の全授業科目の単位を付与しない。

(進級要件)

第 10 条 薬学科において進級に際し要件を設ける。要件については別表 I のとおりとする。ただし、カリキュラムの変更が生じた場合には、教授会の議を経て、進級要件が変更となることがある。

(留年者の履修)

第 10 条の 2 2 年次に進級できなかった者に対しては、原則として次年度の学則別表 I (授業科目) ならびに進級要件と卒業要件が適用される。

(同一年次在籍期間)

第 11 条 同一学年に在籍できる年数 (休学期間を含む) は 3 年を限度とする。ただし、特別な配慮が必要な場合には、教授会の議を経て、期限を延長することがある。

(実務実習着手要件)

第 12 条 病院実務実習と薬局実務実習に着手するためには、実務実習事前学習 (I、II、III) の単位を修得するとともに、共用試験 [CBT (Computer Based Test) および OSCE (Objective Structured Clinical Examination)] に合格しなければならない。

(卒業要件)

第 13 条 卒業するためには本学に 6 年以上在学し、必修科目の単位を含めて 186 単位以上を修得しなければならない。
ただし、186 単位の中には、次の単位を含んでいること。

授業科目の区分		単位数
共通教育 課程	初年次教育	4 単位
	アントレプレナーシップ・キャリア教育	5 単位
	リベラルアーツ・データサイエンス教育	
	英語教育	6 単位
全共通教育課程		2 単位
専門教育課程		1 6 9 単位

附 則

1. この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
3. この改正は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 1 年度入学生から適用する。
4. この改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改正は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
6. この改正は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
7. この改正は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
8. この改正は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
9. この改正は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
10. この改正は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
11. この改正は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
12. この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
13. この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
14. この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
15. この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

薬学科の進級要件

1 年次 → 2 年次

進級するためには、次の(1)の条件を、1 年次後期終了時までにすべて満たさなければならない。

- (1) 1 年次に開講される必修科目 21 科目 35 単位のうち、18 科目 30 単位以上を修得していること。ただし、次の共通教育課程と専門教育課程における必修科目の単位をすべて修得していなければならない。

[共通教育課程]

イングリッシュコミュニケーションⅠ	2 単位
イングリッシュコミュニケーションⅡ	2 単位
初年次セミナー	1 単位
基礎演習	2 単位
情報処理基礎	1 単位

[専門教育課程]

早期体験学習	2 単位
--------	------

2 年次 → 3 年次

進級するためには、次の(1)～(3)の条件を、2 年次後期終了時までにすべて満たさなければならない。

- (1) 2 年次に開講される必修科目 20 科目 36 単位のうち、17 科目 30 単位以上を修得していること。ただし、次の共通教育課程における科目の単位をすべて修得していなければならない。

[共通教育課程]

イングリッシュコミュニケーションⅢ	1 単位
イングリッシュコミュニケーションⅣ	1 単位

- (2) 2 年次までに開講される次の分野のうち、9 単位以上を修得していること。

[共通教育課程]

初年次教育
アントレプレナーシップ・キャリア教育
リベラルアーツ・データサイエンス教育

- (3) 1 年次に開講される必修科目の単位をすべて修得していること。

3 年次 → 4 年次

進級するためには、次の(1)～(3)の条件を、3 年次後期終了時までにすべて満たさなければならない。

- (1) 3 年次に開講される必修科目 26 科目 38 単位のうち、22 科目 32 単位以

上を修得していること。ただし、次の専門課程における必修科目の単位をすべて修得していなければならない。

[専門教育課程]

分析・物理化学実習	1 単位
薬化学・医薬品化学実習	1 単位
微生物・生薬学実習	1 単位
生化学実習	1 単位
衛生化学実習	1 単位
薬理学実習	1 単位
製剤・薬剤学実習	1 単位

- (2) 3 年次までに開講される共通教育課程における科目（イングリッシュコミュニケーションⅠ～Ⅳを除く）のうち、11 単位以上修得していること。
- (3) 2 年次に開講される必修科目の単位をすべて修得していること。

4 年次 → 5 年次

進級するためには、次の(1)～(3)の条件を、4 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

- (1) 4 年次に開講される「総合薬学研究Ⅰ」を除く必修科目 17 科目 26 単位のうち、16 科目 24 単位以上を修得していること。ただし、次の専門教育課程における必修科目の単位をすべて修得していなければならない。

[専門教育課程]

実務実習事前学習Ⅰ	2 単位
実務実習事前学習Ⅱ	5 単位
実務実習事前学習Ⅲ	1 単位

- (2) 3 年次に開講される必修科目の単位をすべて修得していること。
- (3) 共用試験 CBT(Computer Based Test)および OSCE(Objective Structured Clinical Examination)に合格していること。

5 年次 → 6 年次

進級するためには、次の(1)～(2)の条件を、5 年次後期終了時までにはすべて満たさなければならない。

- (1) 次の専門教育課程における必修科目の単位をすべて修得していること。

[専門教育課程]

病院実務実習	10 単位
薬局実務実習	10 単位
総合薬学演習Ⅰ	1 単位

- (2) 4 年次に開講される必修科目の単位をすべて修得していること。

- ※1 カリキュラム変更などにより進級要件を変更する必要性が生じた際には、学部教授会で審議し適用する。
- ※2 留年者（留年した学年の進級要件がカリキュラム変更により上記と異なった場合）に対しては、別途進級要件を学部教授会で審議し適用する。
- ※3 薬学部への転学部希望者に対しては、進級要件を満たすものと同等の学力があるかを学部教授会にて個別に審議し、受け入れ年次を決定する。